

第 1 章 総 則

第1章 総 則

第1節 適用範囲

この指針は、給水装置工事をしようとする者（以下「申込者」という。）が、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）を充てて施行する給水装置工事のうち、口径 75 mm以上 300 mm以下の給水装置工事の完成後に川崎市上下水道局（以下「局」という。）に給水装置を無償譲渡することを前提に行われるもの（以下「移管前提工事」という。）について適用するものである（川崎市水道条例施行規程第8条第1項第3号）。

第2節 譲渡の基準

移管前提工事における給水管（以下「移管前提管」という。）は、次に掲げる「給水管の譲受け基準」及び「移管前提工事における施設基準」を満たし、給水設計計画の回答及び局の指示どおり施行され、必要書類を提出及び提示し、検査に合格することにより、局に譲渡することができる。

給水管の譲受け基準

川崎市上下水道局が給水管を配水施設として譲り受ける場合は、安定給水の確保や適切な維持管理を行なうために次の要件を満たすものとする。

（要件）

- 1 譲受けについては、全て無償とする。
- 2 埋設道路が公道であること。ただし、私道の場合は、次の各号のいずれかに該当する道であり、私道の所有者その他の利害関係人が、無償での土地の使用を承諾すること。
 - （1）建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第3号に規定する道
 - （2）建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づき特定行政庁から位置の指定を受けた道
 - （3）建築基準法第42条第2項の規定に基づき特定行政庁が指定した道
- 3 譲り受ける管は、工事完成後1年以内のものであること。
- 4 譲り受ける管、手続き等については、別に定める基準や指針等の要件を満たしていること。

(その他)

- 1 前各項のほか、疑義を生じた場合は、関係課所が別途協議の上、決定する。

附則（平成23年3月29日22川上水設第817号）

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

移管前提工事における施設基準

1 目的

本基準は、川崎市上下水道局（以下「局」という）が移管前提工事における給水管（以下「移管前提管」という）を譲り受けるにあたり、その移管前提管が配水施設として満たすべき施設基準について定めるものである。

2 施設基準

移管前提管の施設基準は、水道法、川崎市水道条例、同施行規程に基づくほか、「水道施設設計指針（日本水道協会）」、「水道施設耐震工法指針・解説（日本水道協会）」及び「水道維持管理指針（日本水道協会）」によるが、時間的に変動する需要量に対する適正な水压で連続かつ安定的な供給、飲料水として供給可能な水質の保持及び効率的な維持管理の確保ができる施設を構築するために、特に以下の項目を満たさなければならない。

（1）管網の形成

移管前提管は、需要者に対する安定供給を確保するため、原則管網を形成すること。

（2）管路口径の決定

移管前提管は、配水施設として最適な管路口径を選択するものとし、管内における過大な滞留時間とならないことや需要者に対する安定供給を確保する口径とすること。

なお、移管前提管の適用口径はφ75mm、φ100mm、φ150mm、φ200mm 及びφ300mm とする。

（3）設計水压

口径決定の際に必要な設計水压については、次のとおりとする。

ア 移管前提管から給水管への分岐点における最小動水压は0.15MPa以上を確保するとともに、消火栓使用時も配水管内の正圧を確保すること。

イ 移管前提管から給水管への分岐点における最大静水压は0.74MPaを超えないこ

と。

(4) 流量及び水圧の検討

地盤の高低が著しいときは、管内の水圧を適正な範囲に保つため、高低差及び配水ブロックを考慮した配管及び配水分岐を行うものとし、必要に応じて適切な流量及び圧力制御設備を整えること。また、消防水利を考慮した流量を確保できる配水施設とすること。

(5) 付属設備の設置

ア 仕切弁

非常時及び断水等の影響を最小規模に留めるため、管網の構成状況に応じて仕切弁を設置すること。

(ア) 管路分岐部及びその他維持管理上必要となる箇所

(イ) 鉄道の軌道下、河川、幹線道路の横断部等の両端

イ 消火栓の設置

(ア) 原則として、100m間隔に設置すること。

(イ) 口径 75mm に消火栓を設置する場合、管網形成し、管網一辺の延長 50m以下、1基に限り設置できる。

(ウ) 消火栓の設置箇所に関し、消防局と事前に協議すること。

ウ 空気弁、排水弁等の設置

(ア) 管内の排気及び管内水の洗浄作業を円滑に行うため、管網の構成状況、地形等に応じて多排空気弁、急速空気弁、排水弁等を設置すること。

(イ) 行き止まり管末又は仕切弁と仕切弁の間において、消火栓が設置されていない場合は、多排空気弁、排水弁等を設置すること。

エ その他

減圧弁等その他の設備の設置については、管網、地形、水需要等を考慮し、水運用及び維持管理上必要な場合、局の指示に基づき、最も適切なものを適所に配置すること。

(6) 占用位置及び深さ

公道、私道とも移管前提管の埋設位置は、川崎市道路占用規則等の定めに従うこと。また、舗装厚 13cm 以下の場合は 0.8m以上とし、舗装厚 15 cm 以上の場合は 1.2 m以上の深さとする。

ただし、道路管理者からの指示がある場合は、この限りではない。

(7) 既設給水管

移管前提管を布設する公道及び私道において、既設の給水管が縦断又は横断で占用している場合は、原則当該給水管を新設する移管前提管に付け替えること。

3 占用協議

占用埋設物件として、各種法令等に基づき、当該管理者及び関係機関と協議の上、事前に移管前提管の占用に関する承諾を得るとともに、当該管理者の指示に従うこと。

(1) 公道占用の場合は道路管理者、それ以外の場合には当該用地の管理者又は所有者から占用物件に関する許可を得ること。

なお、私道に占用する場合は、別に定める様式を用いて、全ての私道所有者から土地使用承諾書を得ること。

(2) 占用路線に他の占用物件がある場合は、当該占用物件管理者と占用位置及び近接工事に関する協議を行い、その施行の前に承認を得ること。

なお、移管前提管と他の地下埋設物との間隔については、維持管理及び事故防止のため、少なくとも 30cm は確保すること。

(3) 道路上の開削工事を行う際には、管路埋設後における路面復旧に関して、事前に当該管理者と協議を行い、復旧範囲を確認しておくこと。

4 管路材料

移管前提管の管路材料については、「川崎市上下水道局水道工事標準仕様書」「第1編 共通編 第3章 上水道用配管材料」に基づくものとする。

なお、管種については局の指定する材料を使用すること。

5 その他

この基準に定めるもののほか、局の指示に従うこと。また、別に定める給水設計計画に対する回答を遵守すること。

附則（平成 23 年 3 月 29 日 22 川上水設第 816 号）

この基準は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 26 年 3 月 28 日 25 川上水設第 2531 号）

この改正基準は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 27 年 6 月 26 日 27 川上水設第 225 号）

この改正基準は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附則（平成 31 年 1 月 28 日 30 川上水路第 641 号）

この改正基準は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この改正基準は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

※「川崎市上下水道局水道工事標準仕様書(以下「局仕様書」という。)」は、局ウェブサイトの「事業者の方へ>給水装置関連」から閲覧及びダウンロードができる。

第3節 基本的な移管前提工事の工程

基 本 計 画	調査をもとに設計し、使用材料、工法等を検討する。
↓	
給 水 設 計 計 画	給水装置工事申込み前に局と事前協議を行い、その回答を得る。回答内容によっては、基本計画を再検討する場合もある。
↓	
給水装置工事申込み 設 計 審 査	給水装置工事施行承認申込書に設計図等の必要書類を添付し、サービスセンター給水管理係へ提出して設計審査を受ける。
↓	
諸 納 入 金 の 納 入 工 事 承 認	設計審査及び完成検査手数料を着工前に納入する。納入後、工事の承認がされる。(断水費等の納入は、着手後でもよい。)
↓	
着 工	工期の報告をし、工事の事前打合せ後に着工する。
↓	
分 岐 工 事 等 の 確 認	分岐工事等確認、断水願を提出する。配水管を断水する工事の場合は、試掘、断水日時等の調整を行う。
↓	
工 事 記 録 写 真	施行箇所の工事写真撮影を随時行う。
↓	
新 設 管 の 洗 浄	サービスセンター給水管理係職員立会いのもと布設後の移管前提給水管の洗浄と水質確認を行う。
↓	
完 成 検 査	主任技術者が完成検査に立ち会う。手直しの指示を受けた場合は、速やかに対応する。
↓	
配水工事事務所 現地確認・検図	配水工事事務所工務係による現地確認が行われる。図面の手直しの指示を受けた場合は、速やかに対応する。
↓	
無 償 譲 渡 の 手 続 き	必要書類をサービスセンター給水管理係へ提出し、譲渡の手続きを行う。

第4節 工事の施工について

工事の施工については、原則として「局仕様書 第2編 水道土木工事及び附則 1 水道工事施工基準」に準じるものとする。

※「局仕様書 第2編 水道土木工事」は、局ウェブサイトの「事業者の方へ＞給水装置関連」から閲覧及びダウンロードができる。